

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年8月30日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 金丸 寛 君 | 副委員長 | 清水 和弘 君 |
| | 加藤 敬徳 君 | | 清水 正二 君 |
| | 内藤 久歳 君 | | 藤原 正夫 君 |

欠席委員（1名）

斉藤 芳夫 君

傍聴議員（8名）

| | | | |
|----|---------|--|----------|
| 議長 | 長谷部 集 君 | | 伊藤 毅 君 |
| | 秋山 照雄 君 | | 横山 洋介 君 |
| | 金丸 幸司 君 | | 滝川 美幸 君 |
| | 五味 武彦 君 | | 有泉 庸一郎 君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|-----------|--------|----------|
| 建設産業部長 | 下 笹 俊彦 君 | 上下水道部長 | 古 屋 正彦 君 |
| 建設課長 | 樋 口 充 君 | 都市計画課長 | 箭 本 太 君 |
| 農林振興課長 | 小 澤 明 君 | 商工観光課長 | 島 田 伸 君 |
| 上水道課長 | 小 林 信生 君 | 建設総務係長 | 森 田 公 君 |
| 建設管理係長 | 保 坂 俊和 君 | 建設土木係長 | 芳 賀 康貴 君 |
| 緑化推進係長 | 志 田 さか江 君 | 農林管理係長 | 森 川 嘉亮 君 |
| 農林基盤整備係長 | 根 津 秀樹 君 | 商工労働係長 | 萩 原 和美 君 |

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岩 下 和 也 書 記 興 石 文 明

書 記 中 込 美 智 子

内容

- 1 市道路線認定について（現地視察）（建設課）
- 2 市道の愛称名募集結果について（建設課）
- 3 生け垣及び花壇推進に関する補助要綱の一部改正について（都市計画課）
- 4 農村地域防災減災事業（上堰地区）の工事概要について（農林振興課）
- 5 農村地域防災減災事業（後沢地区）の工事概要について（農林振興課）
- 6 農村地域防災減災事業（龍地地区）の工事概要について（農林振興課）
- 7 その他

開会 午後 1時26分

○書記（中込美智子君） 改めましてこんにちは。ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに金丸委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶。金丸委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 改めまして、こんにちは。

連日の暑さ、非常に残暑のみならず、夏の暑さがそのまま継続しているような毎日でございますけれども、何分にも熱中症等にかからないような形での自己管理というのをやっていただければありがたいかなと思います。きょうも暑い中のご参集ですけれども、よろしくご協力をお願いいたします。

以上です。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

なお、斉藤委員は欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

○委員長（金丸 寛君） 本日の会議を開きます。

なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。

質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため人数を申し上げます。甲斐市民クラブ2人、創政甲斐クラブ2人、新政会1人、公明党1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

それでは、次第の3、内容に入りたいと思います。

（1）市道路線認定についてを行います。

本件は現地視察を行いたいと思いますが、委員よりご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） それでは、お諮りいたします。本件は、お手元に配付した派遣計画書（案）により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、担当より説明を受け、現地へ移動したいと思います。

担当より説明をお願いします。

樋口建設課長。

○建設課長（樋口 充君） お疲れさまでございます。

市道路線認定につきましてご説明をさせていただきます。

委員会資料1ページをお願いいたします。位置図につきましては、2ページ、3ページとなります。

市道路線認定につきましては、道路法第8条の規定により、9月定例議会において提案を予定しているところでございますが、この常任委員会におきまして、3路線の現地確認を先にお願ひするものでございます。

本日、現地確認をお願いします市道路線につきましては、委員会資料1ページの路線番号314、岩森字山ノ上地内の山ノ上宅造1号線、路線番号613、竜王新町字大原地内の大原宅造1号線、路線番号614、竜王新町字大原地内の大原宅造2号線をお願いするものでございます。

確認していただきます路線につきましては、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路でございます。

なお、詳細につきましては、現地で担当からご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

質疑については、現地視察の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 2時29分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

暑い中の現地視察、大変お疲れさまでした。

これより市道路線認定について質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（１）市道路線認定についてを終わります。

次に、（２）市道の愛称名募集結果について、担当より説明をお願いいたします。

樋口建設課長。

○建設課長（樋口 充君） 現地視察のほう、ありがとうございました。

それでは、市道愛称名募集結果につきましてご説明をさせていただきます。

委員会資料４ページをお願いいたします。

市道の愛称名募集につきましては、響が丘の市道大屋敷横町線から県道中下条甲府線の先、甲府市境までの約３キロメートルにつきまして、４つの市道から成っておりますけれども、主要道路であることから路線の愛称名を募集したところでございます。

７月２日から７月２７日までの期間、募集をいたしまして、１８８名から３３７通の応募がございました。７月３０日に市道愛称選考会及び第２回実行委員会を開催いたしまして、愛称名

を「甲斐松ノ尾通り」と決定したところでございます。

決定までの経緯ですが、応募された愛称名の中から事務局及び実行委員より推薦された11点について、投票により決めさせていただいたところでございます。結果、松ノ尾通りが多く委員さんから、次に「甲斐中央通り」「甲斐なか通り」が選考されました。

松ノ尾通りにつきましては、委員会資料5ページにございますように、応募された小田切様からの愛称名の理由といたしまして、中下条、大下条市街地を横断、甲府駅北口につながる都市計画街路愛宕町下条線建設事業に先立ちまして、埋蔵文化財の発掘調査が行われ、その結果、およそ1,000年から850年前の平安時代初期の生活のしるしとなる遺跡の発見が相次ぎ、100点を超す生活用品、鉄製品が発見され、その遺跡を、当時の敷島町の教育委員会になりますけれども、松ノ尾遺跡と名づけたところでございます。該当道路建設に伴いまして発見された遺跡群であり、何かの縁を感じ、その遺跡の名前をとり、松ノ尾通りとしたとのことでした。

しかし、愛称を募集しております道路に対する松ノ尾遺跡のエリアが約400メートルであり、響が丘から長塚までの全線約2,800メートルの約15%にすぎず、また、シャトレゼの交差点東側を見ましても、この道路上には、松ノ尾遺跡の西には、隣接しまして三味堂遺跡が、東側には中沢遺跡、村上遺跡がある状況となっております。また、他県に同名の地名と遺跡としまして、鹿児島県の枕崎市汐見町松ノ尾が存在しております。

そこで、選考いただいた3作品の松ノ尾通りに、甲斐中央通り、甲斐中通りに共通しております甲斐の名称を生かしまして、甲斐松ノ尾通りに決定させていただきました。甲斐は市の名称であり、甲斐の文字は「人が行き交う・美しく盛んで一番」の意味だと言われております。また、この道路から西に向かうと甲斐駒ヶ岳を臨むこともできます。この道路が、約1,300年前の名勝甲斐と、その後のこの地での生活の歴史を引き継ぐ松ノ尾とともに、快適な生活環境が整っていく響が丘周辺の状況も含みながら、人が集い、発掘する甲斐ということをお願いした名称とさせていただきました。

今後のスケジュールですが、9月1日の土曜日10時から、響が丘中央公園におきまして、表彰式、除幕式を開催する予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（２）市道の愛称名募集結果についてを終わります。

次に、建設課関係のその他を行います。

建設課から報告がありますので、説明をお願いいたします。

樋口建設課長。

○建設課長（樋口 充君） 竜王駅の橋上本屋の天井の耐震補強工事の件につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。

竜王駅の橋上本屋天井耐震工事につきましては、ＪＲ東日本八王子支社と確認をさせていただきまして、こちらにつきましては、2011年３月に発生しました東日本大震災後に各駅の調査をＪＲで始め、ＪＲの基準によりまして、10年間の改修計画を立て、随時改修工事を行っているとのことでございます。

なお、2021年で終了するとのことで聞いております。

また、竜王駅の工事につきましては、発注者は、先ほどお話しさせていただきましたように、ＪＲ東日本八王子支社、工事の請負者につきましては、東鉄工業株式会社、工期につきましては、平成30年６月１日から平成31年３月22日までとなっております。工事の概要につきましては、天井の耐震補強工事で、補強箇所は一、二階の天井約1,300平米で、耐震のグルースをビスどめする工事をしており、それにより補強するとのことでした。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 今の天井だかなんかの、屋根と言ったか、耐震の工事というのは、費用はJ Rが全額負担するわけですね。

○委員長（金丸 寛君） 樋口課長。

○建設課長（樋口 充君） 費用につきましては、J Rが全額出して工事をしているところでございます。

○委員長（金丸 寛君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

次に、建設課関係で、委員よりお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） ないようですので、以上で建設課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時39分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、内容の（3）生け垣及び花壇推進に関する補助要綱の一部改正について、担当より説明をお願いいたします。

箭本都市計画課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、都市計画課より、甲斐市生け垣及び花壇推進に関する補助要綱の一部改正についてご説明をさせていただきます。

資料の6ページをお願いいたします。

まず初めに、改正の要旨でございますけれども、本年6月18日に大阪府北部を中心とした地震で、民家や公共施設の塀などの倒壊による死亡事故が発生いたしました。本市においても今後予測される大規模地震による同様の被害が懸念されることから、通学路などの安全確保を図るとともに、市民の生命、身体及び財産を守るための施策を講ずるため、現行の

補助要綱を一部改正し、引き続き緑化の推進を図るとともに、防災に寄与する内容に改正をするものでございます。

本来であれば、防災・減災のための取り組みとして、独自の補助要綱を策定し運用していくのが望ましいところではございますけれども、新たな例規の策定には詳細な内容の検討や多くの時間を要してしまうことから、いつ発生してもおかしくない大地震に備えまして、よりスピード感を持って対応するために、現在ある要綱の内容を一部改正し、対応していくこととしたものでございます。

改正の内容でございますが、現在の補助要綱が、市内の都市緑化を推進することを目的としていることから、防災・減災につなげるためのブロック塀等の取り壊しに対する補助を行うための補助基準等を追加するものでございます。

資料7ページからの新旧対照表で改正箇所のほうを説明させていただきます。

まず、第1条の目的に、アンダーライン部分のとおり、「また、地震発生時において倒壊の危険性があるブロック塀等を取り壊すことにより、市民の生命、身体及び財産を守ること」を追加いたします。

次に、第2条の補助基準に、「また、ブロック塀等の取り壊しについては、国、県、市が管理する公道へ面した境界に設置されているもの」という文言を追加いたします。

現行の補助要綱では、生け垣や花壇を設置する場合には、設置箇所に面する公道の幅員が、原則4メートル以上であること。また、仮に幅員が4メートル未満の場合でも、建築基準法の42条第2項、いわゆるセットバックをすれば、建築物の建築が可能となる道路に面していれば補助対象とする内容となっております。

今回追加する条文の中にも同じく公道という表記が含まれておりますけれども、この公道の取り扱いにつきましては、ブロック塀等の取り壊し行為が、あくまでも危険性の回避や、防災・減災を目的とするものであることから、道路の幅員に関係なく、国、県、市が管理する全ての道路を対象とする考えでございます。

ただし、個人が所有をいたします私道につきましては、これはあくまでも個人管理の土地となりますので、対象外とする考えでございます。

次に、補助金額でありますけれども、8ページの表1をごらんください。

表右側の現行の補助要綱では、生け垣や花壇を設置するためにブロック塀等を取り壊す場合に限り、取り壊し経費に対する補助を行っておりますが、今回の改正で表左下のとおり、ブロック塀等の取り壊しのみに対する区分を追加させていただきます。補助対象基本額や補

助率、それから補助限度額につきましては、いずれの場合におきましてもブロック塀等を取り壊すという行為に相違がございませんので、同じ内容の基準としております。

金額や補助率などにつきましては、他県の自治体例を見ましてもさまざまでありまして、特に補助限度額につきましては、低いもので5万円、高いものでは30万円というように幅広くなっておりますが、金額の高いところにつきましては、海岸に近い場所で津波避難路の指定がなされているなど、特殊な場所となっているような状況でございます。平均的な限度額としましては10万円、それから15万円というところが多いようでございますけれども、本市においては、従前より18万円という金額を設定しておりますので、今回の要綱改正において金額の変更はせず、引き続き緑化の推進と、災害発生のリスクの軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、ブロック塀等の取り壊しに関する補助対象基準を明確にするため、資料10ページの別表（第2条関係）というところがございますけれども、こちらに新たな区分を設けることといたしました。対象とする種類を、コンクリートブロック、レンガ、石材等による組積造と読みますけれども、組積造の塀（門柱を含む）といたします。

ただし、現在、生け垣や花壇を設置する場合に取り壊しをする構造物につきましては、コンクリートブロック等の基準を設けておらず、ネットフェンスなども対象にしていることから、ただし書きとして、「生け垣・花壇設置に伴う場合はこの限りでない」という表記を入れさせていただいております。

また、ブロック塀等の高さの基準については、「道路面又は敷地地盤面からの高さが1メートルを超えるもの」といたしました。1メートル以下の低い塀などは、倒壊のリスクが比較的低いことなどから、他の自治体の例を見ましても対象基準を1メートル以上としているところが非常に多く、これらを参考に、本市においても1メートルとさせていただいたものでございます。

ただし、先ほどもご説明いたしましたとおり、生け垣や花壇設置の際の既存構造物の撤去につきましては、種類と同様に高さの基準も設けておりませんので、同じくただし書きを明記させていただいております。

そのほか、第3条、それから第4条、第6条、第8条の各条文中に、ブロック塀等の取り壊し等を追加し、全体的な整合を図っております。

なお、ブロック塀等の取り壊しには少なからず撤去費用が発生することから、短期間に多くの申請が出てくるのが難しいのではないかとと思われるため、改正後の要綱の適用期間を

本年9月1日、あさってからです。9月1日から平成35年8月31日までの5年間とさせていただきます、この間におきまして、できる限り多くの皆さんにこの制度を活用していただければと考えておるところでございます。

また、改正の内容につきましては、今後、市のホームページにおいてお知らせをさせていただきますとともに、市の広報紙においても周知をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が一部改正の内容となります。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

清水正二委員、どうぞ。

○委員（清水正二君） 先ほどの2条関係の10ページの別表のところのただし書きのところなんですけれども、もうちょっと理解が難しいというか、難解なんで。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） じゃ、再度ご説明をさせていただきます。

こちらに新たに追加させていただきましたブロック塀の取り壊しという表になりますけれども、こちらに記載してあります種類というところの右側に基準という部分がございますけれども、こちらに「コンクリートブロック、レンガ、石材等による組積造の塀（門扉を含む）を対象とします」という部分につきましては、コンクリートブロックの取り壊しという行為のみについての基準でございます。その後のただし書きというのは、現在、生け垣、それから花壇を設置するために、今あるブロック塀だとか、ネットフェンスだとかを壊した場合についても、今の補助要綱では補助を出しております。したがって、ここにただし書きという形で、ただし、生け垣、花壇設置に伴う場合はこの限りでないということで、いわゆるこれに限定をせずに、ブロック塀、ネットフェンス、例えば木材の生け垣とかでも構わないんですけれども、そういったものを壊す場合に、現行のとおり、引き続き出しますよという、そういう形になります。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（金丸 寛君） 清水副委員長。

○委員（清水和弘君） 同じく10ページで確認させていただきたいんですけれども、道路面又は敷地地盤面からの高さというふうにかかれていますが、これは基礎を含んでいいますか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） お答えさせていただきます。

基本的に、今回、取り壊しをしていただく部分というのが、あくまでもブロック塀だとか、れんがの部分という扱いになりますので、下に、例えば20センチ、30センチ、コンクリートの基礎がある場合については、そこは一応高さにはカウントしないという、そんな考えでおります。

○委員長（金丸 寛君） よろしいですか。

そのほかございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今この種類のところで、課長のほうからネットフェンスとか、木の塀とかというようなことも言われたんだけど、対象する種類として、そういうものはやっぱり明確に示しておかないと、よくわからんだよね。ネットフェンスというのは、あくまでも生け垣の場合ということですか。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○委員（内藤久歳君） そういうこと。じゃ、木の塀もあるじゃんね。それも生け垣ということね。そういうことね。ああ、そうか、そうか。じゃ、ネットフェンスは倒れるかもしれないが、危険性が少ないということか。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それと、今、基礎の部分はカウントされないというけれども、基礎があっても、ブロック塀が基礎を含めて1メートルということにしておくと、例えば基礎が20センチで上が80センチあっても、可能性としては地震がくれば倒れる可能性もあるし、ブロック塀の場合は、下から全てが基礎があって、下からブロック塀そのものが積み上がったものじゃなくて、基礎があって積み上げたものもあると思うだよね。そうすると、倒れる、倒壊する可能性というのは、基礎があっても可能性として見ればあるような気がするけれども、だから基礎の部分も含めて高さが1メートル以上というようにしたほうがいいんじゃないか。何で基礎がカウントされないのですか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） じゃ、お答えをさせていただきます。

今こちらに記載をさせていただいてあります内容につきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおり、私どもも初めてのことで、他県の自治体の例や何かを参考に、こ

んな形で表記をさせていただきましたけれども、今、ご質問ありましたように、例えばその基礎の部分が、先ほど私ちょっと低い、10センチないし20センチ程度のものというような話をさせていただきましたが、場合によってはそれがもっと高いものもあったりする場合も、可能性としてはゼロではないと思いますので、その辺につきましては、その現場の状況などをまた確認をさせていただきながら、うちの事務の運用取扱の中で判断をさせていただければと思いますので、また、どんな形でどんなものが出てくるかというのは、まだ今の段階ではちょっと全くわからないので、またそれが出てきたときに、そのケース・バイ・ケースの中で、ここは見ていいだろう、いや、ここはちょっと、下が5センチぐらい、これはちょっと見られないなというのが出てくると思うので、またそんな形で、そこで判断をさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 参考までに、一番最初が富士吉田で、これ導入したんだけど、他の市町村のそういう基準、例えば基礎を含まないで1メートルとか、その辺のところの参考とか、そういうものは調査したのですか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） こちらの要綱を改正させていただくに当たりまして、先ほど委員のほうからお話がありました富士吉田を含めて、近場では愛知県、静岡県などで、いわゆる南海トラフの地震の懸念がされるところが多いんですけれども、そういったところの事例を調べさせていただきました。その中で、ブロック塀等の高さにつきましては、個々いろんな数字を設けてあります。その中に基礎の部分を含む、含まないというのが記載をされておりませんので、その辺はその自治体でどういう判断をしているか、ちょっとわかりませんが、いずれにしても、先ほどちょっとご説明をさせていただきましたが、出てきたものの状況を見ながら、うちのほうでここは含めてもいいだろうというふうなことの判断ができれば、ブロック塀プラスその高い基礎の部分も含めてもいいのかなというの、またちょっとその辺も検討させていただきたいと思います。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういう地震等の災害対策という観点から、自主的にそういう倒壊の可能性のあるものを解体しようという人の中で、そういうところの曖昧な部分があると、やっぱり申請するのもしづらいし、明確に含むとか、基礎の部分は含まないとかという。そうすると、その都度、その都度、事例が発生したときに、行ってみてどうだこうだと判断に非

常に困ると思うんだよね。だから、さっき言ったように、基礎の部分は含まないという形の中で明確に、塀の部分が1メートル以上というものがないと、非常に運用上、やっぱりやりづらいじゃないかと思うので、そこは明確にしておいたほうが。さらに説明があったように、そこを見ながらというような判断もするという課長の意見なんだけれども、それは明確にしておいたほうがいいような気がするんだよね。それから、そういう一つの方法としては、基礎を含む1メートル以上とか、その倒壊のそれをもっと拡大していくことであれば、そこまでちょっと範囲を広げて、基礎を含む1メートル以上というようにしておけば、一番いいのかなというふうに思うよね、運用上。その辺をちょっと検討してもらいたいと思います。

さっき課長が言ったように、その現場を見て判断をするというのは、やっぱり非常に迷ったり、トラブルのもとになっちゃうんで、やっぱり明確に範囲を決めておいたほうがいいような気がしますので、その辺も含めちょっと検討してもらいたい。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） よろしいでしょうか。

今のはいいですか。

○委員（内藤久歳君） はい。

○委員長（金丸 寛君） そのほかにございませつか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） ないようでしたら、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

秋山議員。

○議員（秋山照雄君） これは、あくまでも公道に面しているところだけですか。公共用地に面しているところには該当しないですか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 先ほどの説明の中にもございましたけれども、あくまでも通学路などの人が通ったり、自転車に乗っている方が通ったり、自動車が通ったりというふうなことの場所を想定しておりますので、あくまでも今回ここに記載をさせていただいたとおり、公道という形で。

ただし、先ほどもご説明しましたが、道路の幅員には関係がなく、例えばそれが1メートルぐらいの赤道であっても、その脇にある、いわゆる公道に面した部分については対象とさせていただきたいというふうな内容でございますので、よろしくお願ひします。

○委員長（金丸 寛君） 秋山議員。

○議員（秋山照雄君） 公共用地で、例えば子供が遊ぶような場所もあると思うんです。子供が遊んでいて、そのとき地震が来て、それがたまたまそのブロックが、隣の家ブロックが地震で倒れたと。そういうことも発生せんとも限らんですよね。そういう場合はもう適用しないということですね。そういう可能性があっても。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 今おっしゃるとおりです。今回のこの改正の内容につきましては、あくまでも道路を通行している際に、そういった被害に巻き込まれることをできるだけ少なくすると。ゼロにするのが一番いいとは思いますが、そういった形での改正内容になっておりますし、先ほどもお話ししましたが、全国の事例を見ても、あくまでもその対象とする部分というのを、道路に面している部分ということ、みんなどこでも制定をしているような状況でございますので、今回はその道路に面している部分。

いずれ、先ほど5年間の適用期間というお話をさせていただきましたが、その中で、今から毎年毎年、相談件数、申請件数がどのくらい出てくるかというのが、まだちょっとわかりません。できればなるべく短い期間の中に、皆さんそういう心配をするようなブロック塀等お持ちの方がそれに取り組んでいただければいいんですが、取り壊しをするにもそれ相応の経費がかかります。なかなか自分の住んでいる家の耐震もできていないというふうな方もいると思いますし、ブロック塀のほうまで手が回らないなんていう方もいると思います。この5年間で、また申請の状況だとか、件数だとか、いろんなものを検証させていただく中で、先ほども冒頭お話ししましたが、本来はこれに特化した独自の補助要綱というのがあるのが理想かなと思いますので、またその辺は関係部署ともよく協議、相談をさせていただく中で、新たな補助要綱の制定も検討していきたいなというふうに思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（金丸 寛君） 下笹部長。

○建設産業部長（下笹俊彦君） お疲れさまです。

この要綱につきましては、スピード感を持った対応をしていきたいということで、現状あるものの要綱を変えて、これに対応できるようにしたものでございますが、防災担当、総務部のほうから要望というか、こちらのほうに相談書が出まして、一応いち早く対応するために、この要綱を改正しながら対応していただきたいということから始まっております。今、箭本課長のほうでお話ししたように、時限立法となっておりますが、これをできるだけ早く

のところでは皆さんがそういうふうに使っていただいたり、今、秋山議員さんが言われましたような疑問をぶつけていただくという部分で、本来であればこれに特化した要綱等を制定するような運びになればというふうに思っております。今回は、あくまでもスピード感を持った対応というふうなことで制定ということでご理解を願いたいと思います。

○委員長（金丸 寛君） そのほかにも傍聴議員のご質問。

横山議員。

○議員（横山洋介君） この補助金の、今までの実績というか、総数と、あと年平均だったりとか、そういったのがわかればお教えいただきたいんですが。

○委員長（金丸 寛君） 志田係長。

○緑化推進係長（志田さか江君） それでは、過去の実績ですけれども、過去3年間のちょっと数字を述べさせていただきますと、平成27年度が10件、そのうちブロック塀の取り壊しを含むものは1件。平成28年度が7件、そのうちブロック塀の取り壊しを含むものはゼロ件。平成29年度が9件、そのうちブロック塀の取り壊しを含むものは2件でございました。

申請のほとんどは、新築や建てかえにあわせて、生け垣、花壇を設置するという状況でした。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） ありがとうございます。

これに限らず、今回の地震を受けて、こういったものはないのかとか、そういった問い合わせの件数というのは把握されていますか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 6月の大阪の地震発生以降に、甲斐市において、ブロック塀等の取り壊しに補助をしていただける制度がございますかというお問い合わせは、電話でしたけれども1件だけございました。

以上でございます。

○委員長（金丸 寛君） そのほかにも。

五味議員。

○議員（五味武彦君） これは一歩進んだ政策だと思いますけれども、1条ですか、地震発生時と。今回は、もう地震発生に備えるための通学路の確保というところ辺だと思うんですが、ちょっと心配なのが、例えば洪水、大雨とか、要するに防災とすれば両方ありますよね。こ

ういった場合に対しては、今どんな形になるのかなと思って。それは今回のテーマとは違うかもしれないんだけど、そういったものも将来的には考える。都市計さんで考えることじゃないかもしれないけれども、どうなんですか。

○委員長（金丸 寛君） 下笹部長。

○建設産業部長（下笹俊彦君） お答えします。

ここには、あくまでも地震を想定してというふうな表現でございますが、危険という観点からの扱いというふうに考えていただければと思います。例えば、洪水が来てブロック塀が倒れる可能性もあるだろうし、そういったものについて、地震を想定するから壊すんだよという判断はないので、危険だから改修するんだよという判断だと思いますので、その辺の内容で、今回はここで目的としてはそういうふうに書いてございますが、運用としてはそういう内容になるかと思います。

○議員（五味武彦君） それだけ聞けば結構です。

○建設産業部長（下笹俊彦君） 以上です。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（３）生け垣及び花壇推進に関する補助要綱の一部改正についてを終わります。

次に、都市計画課関係のその他を行います。

都市計画課から報告がありますので、説明をお願いいたします。

箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） それでは、その他ということで、お手元には資料はございませんけれども、口頭で、現在事業を進めております（仮称）上八幡公園整備事業の現在までの進捗状況のほうをご報告させていただきます。

同公園整備事業につきましては、平成28年、それから29年度の2カ年で用地買収のほう completed いたしまして、今年度、平成30年度より公園整備の工事に着手をいたしております。完成は、平成32年の春の開園を目指しておるところでございます。

今年度につきましては、4月の下旬に契約をいたしました管理棟の実施設計業務を、10月末までの工期で現在進めており、また、来年の2月中旬までの工期で、敷地内の造成工事や給水施設、それから排水設備、電気設備工事などを実施して予定でございます。

現在の状況でございますけれども、用地内のコンクリート壁などの既存構造物の取り壊し

や給水管路の工事、それから、汚水排水設備工事などを行っておりますけれども、現状、着手前の状態と大きく変わった状況とはなっておりません。したがって、今後、工事の進捗状況を見ながら、ある程度、公園としてのイメージが確認ができるような状態になってきましたら、また現地視察のほうを計画してお願いをしたいと考えておりますので、その節はよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、課長が公園の進捗状況ということで説明してもらったんだけど、一応、今の説明の中で、32年春完成ということなんだけれども、大まかでいいからその工程図というようなものもやっぱり示してもらったほうが、構想だけじゃなくて、いいような気がするですね。覚え切れない。だから簡単なものでいいから、工事の概要と、今まで進んでいるもの、今後いくもの、完成がいつというものを出示してもらえばいいかなというふうに思いますけれども。

○委員長（金丸 寛君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「ちょっと答弁してよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） お答えをさせていただきます。

先ほどお話をさせていただきましたけれども、今年度については本当に場内の粗造成工事とか、そういった目に見えて変化していくような工事がございませんので、先ほどのようなご説明をさせていただきましたけれども、次年度以降につきましては、今度、中のほうの工作物だとか、構造物であるとか、いろんなものができてきます。そうすると、じゃ、この箱物は、例えば7月から10月にできるんだなとかという、もっと具体的なスケジュールというのが出てくると思いますので、またそれらができましたら、そちらの資料のほうもお示しをすることができると思いますので、そのような状態になりましたら、また工程表のほうもお示しをさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） そのほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

次に、都市計画課関係で、委員よりお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） ないようですので、以上で都市計画課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時12分

○委員長（金丸 寛君） では、会議を再開します。

次に、内容の（４）農村地域防災減災事業（上堰地区）の工事概要についてから、（６）農村地域防災減災事業（龍地地区）の工事概要についてまでを一括で行いたいと思います。担当より一括にて説明をお願いいたします。

小澤農林振興課長。

○農林振興課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。

農林振興課より、農村地域防災減災事業の上堰頭首工の本復旧工事及び後沢ため池と竜地のため池の工事概要がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

資料につきましては、別冊資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、上堰頭首工の工事につきましては、平成29年度から31年度までの3カ年で実施するため、昨年の8月の建設経済常任委員会におきまして、工事概要について説明をさせていただきます、あわせて現地を視察していただきました。

2年目となります今年度の工事内容がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

まず、1の計画概要についてであります。

昨年度と説明が重複しますが、上堰頭首工の固定堰につきましては、平成25年の台風の

影響により一部が崩壊されました。このため平成26年度に行った応急復旧工事は、応急的な対策でありました。また、上堰頭首工は、昭和52年3月に完成してから既に40年が経過しており、経年劣化が進み、堰体の治水機能が劣っているため、毎年国土交通省が行います履行検査におきまして改善命令が出されている状況でございます。

以上のことから、事業計画では、平成25年の被災した箇所は固定堰の補強工事を行います。また、堰全幅にわたって護床工の長さが不足しているため、護床ブロックを追加し、あわせて堰体の摩耗や鉄筋の露出を改善するため、コンクリートパネルによる表面保護工事を施工する計画で国土交通省と河川協議を行いまして、平成29年度から平成31年度までの3カ年で工事を実施するとしているところでございます。

次に、2の事業主体についてであります。事業主体は山梨県であります。

次に、3の事業概要についてであります。

まず、事業名は農業用河川工作物等応急対策事業であります。地区名は上堰地区、総事業費は6億円、事業年度は平成28年度から平成31年度までの4年間、負担率は国が55%、県が37%、市が8%となっておりますが、市の負担金8%につきましては、受益面積による負担割合で、甲斐市が26.28%、中央市が39.78%、昭和町が33.94%の負担割合で支出することとなっております。金額にいたしますと6億円の8%、4,800万円が市町村の負担金になりますが、負担割合で計算いたしますと、甲斐市が1,261万4,400円、中央市が1,909万4,400円、昭和町が1,629万1,200円となります。対象範囲は330.4メートルでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

右側の平面図をごらんいただきたいと思っております。

黄色の南アルプス側の部分を昨年度行いました。赤い部分が今年度、緑の部分が来年度行う部分になります。これらを合わせて総延長が330.4メートルでございます。

1ページに戻っていただきまして、次に4の平成30年度工事概要についてであります。

工事名は上堰地区、上堰（その2）工事、工事場所は甲斐市竜王地内、工事概要は固定堰86メートル、幅が6.0から13.6メートル、護床工86メートル、幅28.1メートルから34.1メートルとなっております。工期は平成30年9月から平成31年6月まで、工事費は、概算であります。1億8,100万円となっております。

なお、今後、補正予算をお願いする予定でありますが、工期が来年の6月までとなっておりますので、平成30年度から31年度に繰越明許をする予定でございます。

資料、もう一度2ページのほうをお願いしたいと思います。

本年度は、先ほども申し上げましたとおり、甲斐市側の赤色の部分86メートルを行います。標準断面図にありますとおり、固定堰の上流側に護床ブロックを敷き並べ、固定堰部分はコンクリートパネルで囲います。また、下流側につきましては、護床ブロックを敷き並べます。護床ブロックにつきましては、図面の下の真ん中辺にありますとおり、縦横が1メートル95掛ける1メートル95、厚さが97.5センチとなっております。

続いて、資料の3ページをお願いいたします。

今回行う86メートルにつきましては、拡大図にありますとおり、改修済み区間41メートルと未改修区間45メートルとなっております。改修済み区間につきましては、前段で説明しましたとおり、平成26年度に行った応急復旧工事で改修した区間になります。

初めに、右側の改修済み区間につきましてご説明させていただきます。

右下の、少し小さいですけれども、標準断面図をごらんいただきたいと思います。

固定堰の上流側に護床ブロックを敷き並べる護床工を4メートル、現在ある固定堰を含む高強度コンクリート工及び水たたき工を13.6メートル、下流部分に護床ブロックを敷き並べる下流側の護床工が24.1メートルとなっております。

次に、未改修区間の標準横断面図をごらんいただきたいと思います。

固定堰の上流側に護床ブロックを敷き並べる護床工を4メートル、現在ある固定堰をコンクリートパネルで囲うコンクリートパネル工を6メートル、下流部分に護床ブロックを敷き並べる下流側の護床工が30.1メートルとなっております。

なお、昨年末に陥没いたしました取り入れ口の下流部分の工事につきましては、現在、国交省と協議をしている最中でありまして、協議が終了し次第、追加工事となる予定でございます。

いずれにいたしましても、来年度の取水時期までには終了する予定ではありますが、来年の農作業等に支障がないよう、県と協議をしながら進めていく予定でございます。

以上、農村地域防災減災事業の上堰頭首工本復旧の概要説明とさせていただきます。

続いて、農村地域防災減災事業（後沢地区）の工事概要についてご報告をさせていただきます。

資料4ページをお願いいたします。

まず、計画概要についてご説明させていただきますが、その前に後沢ため池につきましては、通称矢木羽湖と呼ばれておりますが、ため池としての正式名称は後沢ため池といいます。この後沢ため池の堤体は昭和14年に築造され、その後、79年が経過しております。堤体の

下流域には人家や市道等があり、決壊した場合には甚大な被害をもたらすことが想定され、ホームページで公開しておりますためため池ハザードマップでは、決壊した場合、30秒後には金石橋まで、1分後にはアピオセレモニーホール甲府北まで到達することが想定されております。平成25年度に市が実施いたしましたため池の一斉点検の結果、震度5弱以上の地震が発生した場合の安全率が基準値の1.2を下回り、1.08という結果でありました。点検結果の内容といたしましては、耐震性が低く、総合判断では、早急な対策が必要であるとの結果が出されております。

このことから、県では安全性を確保するため、平成29年度から平成31年度までの3カ年で、農村地域防災減災事業の採択を受け、県営事業として実施しているところでございます。事業計画では、耐震化対策として、堆積土を有効利用した抑え盛り土を行う地盤改良工事及び堤体内の水位を低下させるドレーン工を、平成30年度から31年度までの2カ年で実施いたします。

次に、2の事業主体についてであります。事業主体は山梨県であります。

次に、3の事業概要についてであります。

事業名につきましては、土地改良施設耐震対策事業であります。地区名は後沢地区、総事業費は2億円、事業年度は平成29年度から31年度の3年間、負担率は国が55%、県が34%、市が11%となっておりますが、市の負担率11%につきましては、受益面積による負担割合で、甲斐市が9.75%、甲府市が90.25%の負担割合で支出することとなっております。金額にいたしますと2億円の11%、2,200万円が市町村の負担金になりますが、負担割合で計算いたしますと、甲斐市が214万5,000円、甲府市が1,985万5,000円となります。

次に、4の平成30年度工事概要についてであります。

工事名は、後沢地区後沢ため池改修工事、工事場所は甲斐市牛句地内、工事概要は抑え盛り土1カ所、下流側にドレーンを60メートル設置いたします。そのほか大袋堰仮回し水路としまして110メートルを設置いたします。

資料の5ページをお願いいたします。

左側がため池になります。こちらの赤い部分の堆積土を有効利用し、地盤改良を行い、抑え盛り土工を行います。

もう一度、今度、資料の7ページをお願いいたします。

昨年度、水抜きをして調査した結果、外から土砂を持ってくる予定でしたが、ため池の底の土を地盤改良してそのまま使えるということですので、現地で、図面の右側にあります断

面図にありますとおり、堆積土を有効利用して地盤改良を行い、耐震を図る内容となっております。

もう一度、すみません、資料のほう5ページに戻っていただきたいと思います。

真ん中が管理道路となりまして、右側が下流側の堤体になります。下流側に60メートルにわたりドレーン工を行います。

行ったり来たりで申しわけございません。今度は8ページをお願いいたします。

右上の標準断面図をごらんいただきたいと思います。

先ほど5ページで説明しました赤い部分を掘削して、栗石を並べて敷き並べるドレーン工を行います。

そのほか、もう一度、すみません。今度は6ページをお願いいたします。

色がないのでわかりづらいんですけども、真ん中、管理道路が走っていますけれども、こちらの左側に若干太い黒線部分があると思います。こちらに大袋堰の仮回し水路を110メートル設置いたします。

今度は、資料の4ページに、再度すみません、戻っていただきまして、工期は平成30年9月27日から平成31年3月15日まで、工事費は概算となりますが、8,029万8,000円となっております。

次に、落水期の対応についてであります。ため池は平成30年10月ごろから平成32年3月ごろまで通年で工事を行います。そのため、期間は落水した状態となるため、仮回し水路を設置し、大袋堰へ通水を可能といたします。

いずれにいたしましても、2年間の通年施工となりますので、農作業等に支障がないよう、後沢のため池を管理しております荒川沿岸用水利用組合と、大袋堰土地改良区及び県と協議をしながら進めていく予定でございます。

以上、農村地域防災減災事業の後沢地区の概要の説明とさせていただきます。

引き続き、農村地域防災減災事業、竜地ため池の工事概要についてご報告させていただきます。

資料の9ページをお願いいたします。

まず、計画概要についてご説明させていただきます。

竜地ため池の周辺には、学校、公園が隣接しており、決壊した場合には、下流域の施設や人命に甚大な被害をもたらすことが想定され、先ほど後沢と同じく、ホームページで公開しておりますため池ハザードマップでは、決壊した場合、10分後には中央道を超えるところ

まで到達することが想定されております。平成25年度に市が実施したため池の一斉点検の結果、震度5弱以上の地震が発生した場合の安全率が、基準値の1.2を下回り、0.94という結果でありました。点検の内容といたしましては、耐震性が低く、堤体の安全性が危ぶまれているとの結果が出されております。

このことから、県は安全性を確保するため、平成29年度から31年度までの3カ年で、農村地域防災減災事業の採択を受け、県営事業として実施しているところでございます。事業計画では、耐震化対策として、主に改修が必要な法枠ブロック、堤体盛り土について、平成30年度から平成31年度までの2カ年で実施いたします。

次に、2の事業主体についてであります。事業主体は、同じく山梨県でございます。

次に、3の事業概要についてであります。

事業名につきましては、土地改良施設耐震対策事業であります。地区名は龍地地区、総事業費は3億3,500万円、事業年度は平成29年度から平成31年度までの3年間、負担率は国が55%、県が34%、市が11%となっており、市の負担金は3億3,500万円の11%、3,685万円が甲斐市の負担金になります。

次に、4の平成30年度の工事概要についてであります。

工事名は、龍地地区龍地ため池改修（その1）工事、工事場所は甲斐市龍地地内、工事概要は堤体が324メートル、堤高が5.6メートル、堤頂幅が3.6メートルから7メートルの堤体工一式を行います。

資料の10ページをお願いいたします。

今年度は、赤色の部分を行います。左側が双葉東小学校グラウンドになります。右側が公園側になります。

左下の標準断面図をごらんいただきたいと思っております。

池側を削り、ベントナイトシート敷設をして、その上に裏込み砕石を一式並べます。その上に法枠ブロックを設置し、その中に中詰め割栗石を入れます。また、堤頂幅に敷き砂利を敷き、転落防止策を設置いたします。

このほか、来年度になりますが、既存のため池には余水吐きがありませんでしたので、新たに平面図の右上の部分に余水吐きを設置する予定となっております。

資料の9ページに戻っていただきまして、工期は平成30年9月から平成31年3月、工事費は概算額となりますが、1億6,395万4,800円となっております。そのうち繰越明許分が1億3,000万円となっております。

なお、先ほどの後沢ため池は落水したまま工事を進めますが、こちらの工事につきましては、今年度の工事が終わりましたら、一度水を入れて水をためますので、お田植えには支障がないようにする予定でございます。来年度は、また農閑期に水を落としまして、工事を行うことになっております。

いずれにいたしましても、2年間にわたっての施工となりますので、農作業等に支障がないよう、龍地のため池を管理しております竜地干害対策期成同盟会と、楯無堰土地改良区及び県と協議をしながら進めていく予定でございます。

以上、農村地域防災減災事業の龍地地区の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

（4）から順次質疑を行います。

初めに、（4）農村地域防災減災事業（上堰地区）の工事概要について、委員より質疑等がございましたらお願いいたします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

次に、（5）農村地域防災減災事業（後沢地区）の工事概要について、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

清水正二委員。

○委員（清水正二君） 先ほど農繁期というか、そのときも水を流さなきゃならんということで、工事の期間というのは、その水を抜いてそれをするんだけど、その間もずっと農繁期のときも工事はやっているということですか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） そのとおりでございます。通年で工事をしますけれども、先ほどの6ページ、ちょっと見づらいんですけども、真ん中に管理道路がございます。左側にちょっと太くなっている部分があります。この上の部分が、道路になっていますけれども、ここに亀沢川から大壜堰がここまで来ております。ここでパイプのほうを設置しまして、こ

ちらの管理道路の横をパイプでつなぎまして、この下の部分が、もともと後沢のため池からオーバーフローする分が甲斐市の水利系になっておりまして、残りの部分が甲府市の水利系なんですけれども、ここから双葉方面のほうに行く水が取水をしている箇所になります。ですので、ここまでの間をパイプでつなぎますので、通年を通して亀沢川から取り入れている限りは、水が今度とはとれるような形になります。ですので、農作業には支障がないような形で、パイプでつないで通年、水が通るような形を予定しております。

○委員長（金丸 寛君） よろしいでしょうか。

そのほか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この後沢のドレーン工事という工事なんだけれども、これはあそこにたまっている水を抜くという考え方でいいのかな。どういう工事になるか。目的は何のためか。

○委員長（金丸 寛君） 森川係長。

○農林管理係長（森川嘉亮君） このドレーン工事につきましては、堤体内にもう水道ができていまして、その水道を、石を入れるんですけども、石を入れることによって、またなおかつ水を低下させるという、そういう工事内容になっております。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、その目的というか、なぜそういうことをするのかということ。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） やはり堤体は、100%水が抑えられるわけじゃなくて、やっぱりしみる水があるそうです。ですので、上流から下がっている部分、ためている水より下がっている部分にこういう形で下のほうに向かって水というのは指すんだそうで、その下の部分に石を並べることによって、ワンクッション、ここで水を受けるといような形がドレーンという作業、そういったためにつくるんだそうです。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、やっぱりここのドレーンというのをやるのは、ため池の形状によっていろいろあるじゃんね。形状によってそういう工事のあれが違うということですか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） はい、そのとおりです。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほど、耐震のあれが1.08でもって、アピオまで何分だっけ。決壊した場合に非常に大きい被害が出るという想定なんだけれども、そういうことというのは、地域の人とか、当然被害を、甲斐市も影響してくるじゃんね。そういうその危険性の高さとか、そういうものもどんな格好で市民に周知を。被害が発生した場合、非常にあっという間に来るとのことだね。だからその辺のところ。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 甲斐市内に10のため池がございまして、後沢のため池が県の管理になっておりまして、それ以外の9つが市の管理になっております。市の管理しているため池につきましては、平成25年度にこういったため池ハザードマップをつくりまして、翌26年度に関係自治会の役員の方々を対象に説明会を開催し、公会堂に置くなり、周知のほうを図ったところがございます。また、当然、ホームページ等にも掲載し周知を図っているところがございます。

後沢のため池につきましては、28年度に作成しまして、28年度中にやはり関係の、甲府市を含めました市町村の関係役員さんを集めまして周知をして、またその後、各公会堂等に置いてもらうように配布をしているところがございます。牛句だけは、こちらは組回覧のほうをしていただいて、周知を図ったところがございます。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 今の後沢のところなんだけれども、砂利道をつくるということなんだけれども、もともとその工事のときには、しゅんせつ工事、今の底はどうなりますか。しゅんせつをすれば、それだけ容量がふえるということなんだけれども、今の現状のまんまでやっちゃうのか、それとも一旦上げてからやるのか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） こちらにつきましては、昨年度、この工事の前に水抜きをしまして底のほうも調べました。調べたところ、泥はたまっている状況じゃなくて、そのまま土を持ってこなくても堤体のほうに使えるということで、現在ある土砂を使って、そこに固

めるような地盤強化剤みたいなのをまぜまして、現地で、固めるという作業をして、そのまま使う予定でございます。

○委員長（金丸 寛君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 後沢は、釣りの人が結構多いんですよ。この工事となると、結構危険なところがあると思うんで、こういう期間というのは立入禁止。当然、水を抜いて工事をするわけだから、何の魚が入っているか私はわかりませんが、そういったやっぱり措置もしなきゃなんないでしょうか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 当然、水を抜いてしまいますので、魚等もいなくなってしまうと思いますので、釣りはできなくなりますのであれですけれども、いずれ水を抜く前の段階から、安全等の確保は、立ち入りできないような形で対応していきたいと考えております。

○委員長（金丸 寛君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 五味議員の関連なんですけど、魚釣り以外にもお花見だったりとか、結構いろんな方があそこ散歩コースだったりとか、そういったことなんですけれども、現状、立ち入りはもう完全にできないんですか。そういう周りの施設等については。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） そのため池の中には入れないような形になっています。周回道路がありますので、多分通れるような形になるかと思いますが、その辺につきましては、再度、ちょっと県のほうに確認をしたいと思います。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、（6）農村地域防災減災事業（龍地地区）の工事概要について、委員より質疑等がございましたらお願いいたします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） では、なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、（４）農村地域防災減災事業（上堰地区）の工事概要についてから、（６）農村地域防災減災事業（龍地地区）の工事概要についてまでを終わります。

続いて、農林振興課関係のその他を行います。

農林振興課から報告がありますので、担当より説明をお願いいたします。

小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） ありがとうございます。

農林振興課からその他といたしまして1点報告させていただきます。

9月の定例会におきまして、補正予算の案件の提出をお願いするものでございます。

その内容についてご説明させていただきます。

農業振興費におきまして、昨年度も増額補正をさせていただきましたが、破損による鳥獣害防止柵の修繕に係る経費をお願いするものでございます。本年度におきましても、当初予算で99万円を計上しておりましたが、既に2カ所修繕しており、予算額につきましても執行している状況でございます。今回、新たに下福沢地内に設置されております防止柵2カ所の破損が報告され、破損箇所から鳥獣が出入りを繰り返しているため、農作物の被害を防ぐ観点からも早急に修繕する必要がございます。

以上のことから、冒頭申し上げましたとおり、防止柵2カ所の修繕料を今回増額補正させていただきますものでございます。

次に、農地費におきまして、土地改良事業及び農業施設維持管理事業において増額補正をお願いするものでございます。

まず、土地改良事業におきましては、農業基盤整備促進事業におきまして、水利施設等保全高度化事業の補助金がこのたび増額となりました。それに伴いまして、工事費及び土地改良団体連合会の賦課金及び事務費を増額補正させていただくものでございます。

次に、農林業施設維持管理事業におきましては、農道の一部が樹木により原野状態の箇所があり、農道の機能が損なわれていることから、樹木の伐採に係る経費の総額補正をお願いするものでございます。

次に、中北部活性化事業におきまして、山梨県中山間地農業活性化推進事業を活用し、クラインガルテンを拠点とした、地域の所得向上に向けた計画を支援する事業に取り組む経費として、ワークショップを開催する委託料の増額補正をお願いするものでございます。

以上、9月定例会におきましてお願いいたします案件の説明とさせていただきます。よろ

しくお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

定例会の案件ですので、質疑は省略いたします。

次に、農林振興課関係で、委員よりお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） ないようですので、以上で農林振興課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時45分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

続いて、商工観光課、上水道課関係のその他を行います。

商工観光課、上水道課の順で担当より説明をお願いいたします。

島田商工観光課長。

○商工観光課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

商工観光課から、9月定例会におきまして補正を予定しております。5款労働費、働く婦人の家管理運営費につきまして、補修工事の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） お疲れさまです。

9月の定例会におきまして、上水道課で所管いたします水道事業及び簡易水道事業の補正予算を提出したいと思っております。両事業とも人事異動に伴います人件費の補正と、水道事業におきましては、現在、都市計画課で工事を進めております新町温泉道路改良工事の工程が変更になったことにより、来年度予定していましたが配水管布設工事が必要となっております。このことによりまして工事費の増額をお願いするものでございますが、詳細は定例会にてご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

定例会の案件ですので、質疑は省略いたします。

次に、商工観光課、上水道課関係で、委員よりお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） ないようですので、以上でその他を終了いたします。

ここで職員退室のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時48分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、次第の4、視察研修及び意見交換会についてを議題といたします。

初めに、視察研修についてご報告いたします。

総務教育常任委員会から申し入れがあり、同意したバイオマスと緑化センター関係の合同視察研修については、厚生環境常任委員会も同意し、今月の6日と23日に関係する正副委員長で協議を行い、視察先が決定いたしました。

視察先は、バイオマスの関係が、お手元に配付してあります資料①の茨城県日立造船の宮の郷木質バイオマス発電所と、⑤の栃木県那珂川バイオマスの熱利用であります。緑化センターの関係が、PFIで実施している資料の⑬の神奈川県立近代美術館と、⑭の神奈川県立花と緑のふれあいセンターに決定いたしました。

現在、事務局で、10月または11月にこの4カ所を1泊2日で研修する内容で日程調整を行っておりますので、ご報告いたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） それでは、以上で視察研修の関係を終わります。

続きまして、意見交換会について協議をいたします。

前回、各自ご検討いただき、内容の提案を8月7日までにいただくことになっており、3件の提案がありました。1つ目は、甲斐市農業活性化協議会、2つ目は、公益社団法人峡中

広域シルバー人材センター（甲斐市）、3つ目は、竜王駅魅力発信協議会の提案でありました。

本日決定したいと思います。どなたかご意見等がございましたら伺います。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 前回のときも私も行ったんだけど、竜王駅活性化の事業ということで、今までかなりの財源を投入してやってきたという形の中で、今後の竜王駅の活性化についてどんなふうやっていったらいいのかというようなことも話を聞いたほうがいいんじゃないかということで提案をしましたので、ぜひ、私がそこをやったらいいと思います。

○委員長（金丸 寛君） そのほか、ご意見ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） ただいま内藤委員より、竜王駅魅力発信協議会でどうだろうかというご意見がございましたが、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） それでは、お諮りいたします。意見交換の団体、内容は竜王駅魅力発信協議会でよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長（金丸 寛君） どういう反応を。

清水副委員長。

○委員（清水和弘君） 内藤委員に賛成いたします。

○委員長（金丸 寛君） よろしいですか。

○委員（清水和弘君） はい。

○委員長（金丸 寛君） よろしいですか。

それでは、そのように決定させていただきます。

なお、日程につきましては、先方との調整がありますので、事務局にご一任願います。

以上で、視察研修及び意見交換会についてを終わります。

続いて、次第の5、その他に入ります。

初めに、事務局より議会防災訓練について報告があります。

興石係長。

○書記（興石文明君） お手元の別冊資料をお願いいたします。

平成30年度甲斐市議会防災訓練実施要領についてご説明いたします。

議会の防災訓練の内容につきましては、先週23日の議会運営委員会で協議を行い、決定されたところでございます。

まず、市の総合防災訓練につきましては、9月2日、日曜日に実施されます。これにあわせて議会の防災訓練を実施いたします。

それでは、要領のほうを説明させていただきます。

まず、1、訓練の目的ですけれども、阪神・淡路大震災等を教訓とし、突如発生する地震を想定し、市議会、市、自主防災組織、防災関係機関等が相互に連携する協力体制の確保を図ることを目的としております。

次に、2、実施の時期ですけれども、先ほど説明しました9月2日、日曜日でございます。

次に、3、実施場所ですが、甲斐市議会災害対策本部、各自治会、竜王東小学校としております。

当日の議員の皆さんの服装ですけれども、作業服にこちらの腕章、ヘルメットの着用をお願いいたします。

次に、4、訓練の想定ですけれども、マグニチュード8の東海地震が発生し、市内全域に多数の負傷者等が発生するなど、市では初動活動を開始したことを想定しております。

次に、5、訓練の重点項目についてですけれども、（1）市議会本部の設置と（2）情報等の伝達訓練としております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

6、訓練の内容ですけれども、（1）市議会本部員の主な訓練につきましては、本部長の議長、副本部長の副議長、本部員、3常任委員長の訓練になりますけれども、当日は午前7時に、情報伝達訓練として資料4ページの連絡網で連絡を回す訓練を行います。午前8時に議会事務局のほうへ参集いただきまして、9時30分から竜王東小学校で行われる関係機関合同訓練の視察を行い、11時に終了を予定しております。

次に、（2）各議員の主な訓練につきましては、7時に情報伝達訓練を行います。

資料の4ページをお願いいたします。

連絡網になりますけれども、午前7時に岩下局長から3常任委員長へ連絡がいきます。委員長は連絡網により委員へ連絡を回していただきまして、最後の藤原委員は、連絡が回ってきた旨を委員長に報告をお願いいたします。この訓練はこれで終了となります。

また、資料の2ページのほうにお戻りいただきまして、次に、午前8時から地元の防災訓練のほうに参加していただきまして、参加人数がわかったところで議会事務局へ電話連絡を

行う訓練となります。事務局への報告内容につきましては、私、〇〇議員です。ただいまの〇〇避難所、〇〇自治会の避難人数は何人ですというような形で電話連絡をお願いいたします。

なお、資料の5ページに、議員配置一覧表としまして、各自治会の訓練内容が記載されておりますので、ご確認をお願いいたします。

資料の3ページをお願いいたします。

(3) 関係機関合同訓練の内容につきましては、記載のとおりです。

7、一時避難場所の担当表は、先ほどの資料の5ページでございます。

次に、8、防災訓練の中止等についてですけれども、訓練当日、市内に気象警報が発表、または予想される場合や、台風、大雨の場合は中止としております。

資料の7ページ以降は市の実施要綱となっておりますので、見ておいていただきたいと思います。

説明は以上であります。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

確認事項等に質疑がございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 私、最後なんですけれども、最後は委員長のところでもいいんですか。岩下局長じゃなくて、委員長のところへ。

○委員長（金丸 寛君） 委員長と書いてありますよね。

○委員（藤原正夫君） はい、わかりました。

○委員長（金丸 寛君） そのようにお願いいたします。

そのほか、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） なければ、事務局の報告を終わります。

次に、委員より、常任委員会関係でその他、何かありましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸 寛君） 事務局より、ほかにありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸 寛君） なければ、以上でその他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時59分